⑶　当該基幹放送局の送信設備が施行規則第11条の３第３号又は第４号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることになつている無線局の名称及び識別信号又は相手方の無線局が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所を記載すること。

⑷～⑻　［略］

25　25の欄は、次によること。

⑴　都道府県―市区町村コードの欄は、放送区域（下記注26の⑶ア⑷の周波数によるものとする。）が一の都、道、府又は県の管轄区域の全部に及ぶ場合は都、道、府又は県を単位に、一の都、道、府又は県の管轄区域の一部に及ぶ場合は市、区、町又は村を単位に、都道府県コードを記載すること。この場合において、申請に係る基幹放送局の空中線電力が100ワット未満（ただし、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第二章に規定するデジタル放送（以下「地上デジタルテレビジョン放送」という。）を行う基幹放送局の場合は10ワット未満。注27において同じ。）であるときは、市、区、町又は村を単位に記載すること。

⑵　世帯数、放送区域内の世帯数の欄は、最近の国勢調査による数を記載すること。

26　27の欄は、次によること。

⑴　都道府県―市区町村コードの欄は、第７条第１項の規定に基づき地図に表示した放送区域が含まれる都、道、府、県等について、都道府県コードを記載すること。

⑵　全部・一部の別の欄は、放送区域が一の都、道、府又は県の管轄区域の全部に及ぶときは都、道、府又は県を単位に、一の都、道、府又は県の管轄区域の一部に及ぶときは市、区、町又は村を単位に記載することとし、該当する□にレ印を付けること。

なお、この場合において、申請に係る基幹放送局の空中線電力が100ワット未満であるときは、市、区、町又は村を単位に記載すること。

⑶　第７条第１項の規定に基づき提出する書類に記載する放送区域は、次に掲げる区分に従つて表示したものを提出するものとする。ただし、超短波多重放送を行う基幹放送局の場合であつて、別紙に記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したときはその旨を記載し、超短波多重放送を行う基幹放送局の場合は、その基幹放送局が無線設備を共有する超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送局のものと同一である旨を記載し、また、再免許の申請の場合であつて、当該別紙に記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一であるときはその旨を記載し、提出を省略することができる。また、短波放送を行う基幹放送局であつて、中継国際放送を行うものの場合は、「何区域」のように記載すること。

ア　中波放送、超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の場合

［⑺　略］

⑷　放送区域及び等電界強度線を表示するに当たつては、次に掲げる基幹放送局の区別に従い、それぞれに該当する周波数によること（これらの周波数以外の周波数によることが適当と認めるときは、当該周波数によるものとする。この場合においては、当該周波数を図面に付記すること。）。

［Ａ～Ｃ　略］

［⑼　略］

［イ　略］

⑷　当該基幹放送局の送信設備が施行規則第11条の３第３号又は第４号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることになつている無線局の名称及び呼出符号等又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第８条第１項の型式名及び検定番号並びに台数を記載すること。

⑸～⑼　［同左］

29　29の欄の記載は、次によること。

⑴　都道府県―市区町村コードの欄は、放送区域（下記注30の⑶のアの⑷の周波数によるものとする。）が一の都、道、府又は県の管轄区域の全部に及ぶ場合は都、道、府又は県を単位に、一の都、道、府又は県の管轄区域の一部に及ぶ場合は市、区、町又は村を単位に、都道府県コードを記載すること。この場合において、申請に係る基幹放送局の空中線電力が100ワット未満（ただし、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第二章に規定するデジタル放送（以下「地上デジタルテレビジョン放送」という。）を行う基幹放送局の場合は10ワット未満。注31において同じ。）であるときは、市、区、町又は村を単位に記載すること。

⑵　世帯数、放送区域内の世帯数の欄には、最近の国勢調査による数を記載すること。

30　31の欄の記載は、次によること。

⑴　都道府県―市区町村コードの欄には、第７条第１項の規定に基づき地図に表示した放送区域が含まれる都、道、府、県等について、都道府県コードを記載すること。

⑵　全部・一部の別の欄には、放送区域が一の都、道、府又は県の管轄区域の全部に及ぶときは都、道、府又は県を単位に、一の都、道、府又は県の管轄区域の一部に及ぶときは市、区、町又は村を単位に記載することとし、該当する□にレ印を付けること。

なお、この場合において、申請に係る基幹放送局の空中線電力が100ワット未満であるときは、市、区、町又は村を単位に記載すること。

⑶　第７条第１項の規定に基づき提出する書類に記載する放送区域は、次に掲げる区分に従つて表示したものを提出するものとする。ただし、超短波多重放送を行う基幹放送局の場合であつて、別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したときはその旨を記載し、超短波多重放送を行う基幹放送局の場合は、その基幹放送局が無線設備を共有する超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送局のものと同一である旨を記載し、また、再免許の申請の場合であつて、当該別紙に記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一であるときはその旨を記載し、提出を省略することができる。また、短波放送を行う基幹放送局であつて、中継国際放送を行うものの場合は、「何区域」のように記載すること。

ア　［同左］

［⑺　同左］

⑷　放送区域及び等電界強度線を表示するに当たつては、次に掲げる基幹放送局の区別に従い、それぞれに該当する周波数によること（これらの周波数以外の周波数によることが適当と認めるときは当該周波数によるものとする。この場合においては、当該周波数を図面に付記すること）

［Ａ～Ｃ　同左］

［⑼　同左］

［イ　同左］